

別紙

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称： 特定非営利活動法人環境・福祉事業評価センター	所在地： 長野県長野市南高田 2-5-16
評価実施期間： 令和 6 年 1 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 1 7 日	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） 0 5 0 3 0 1 B 1 6 0 2 4 0 5 0 2 8 2	

2 福祉サービス事業者情報（2025 年 1 月現在）

事業所名： （施設名）長野県西駒郷 駒ヶ根支援事業部		種別： 施設入所支援・生活介護
代表者氏名：理事長 和田 恭良 （管理者氏名）所長 尾野 成彦		定員（利用人数）：入所 90 名(82 名) 生活介護 125 名（入所 80 名、通所 44 名）
設置主体：長野県 経営主体：社会福祉法人 長野県社会福祉事業団		開設（指定）年月日： 平成 2 3 年 4 月 1 日
所在地：〒399-4101 長野県駒ヶ根市下平 2901-7		
電話番号：0265-82-5271		FAX 番号：0265-81-1254
電子メールアドレス：nishikoma@nagano-swc.com		
ホームページアドレス：https://nagano-swc.com/nishikomago/		
職員数	常勤職員： 9 8 名	非常勤職員 2 8 名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	保健師・看護師 4 名	作業療法士 1 名
	栄養士 1 名	言語聴覚士 1 名
	心理士 1 名	生活支援員 2 6 名
	生活支援員 6 9 名	
	相談支援専門員 5 名	
施設・設備 の概要	管理棟、会館、プール、体育館（共通） さくら棟、ひまわり棟、すずらん棟、すみれホーム（一部） 駒ヶ根日中支援 1 号棟、駒ヶ根日中支援 2 号棟	

3 理念・基本方針

【法人の経営理念】 誰もが笑顔で輝く社会を創造します。 事業団は、障がいのある人もない人もひとりが生きがいを持ち、その人らしく輝いて暮らし続けることのできる社会を全力で創造します。 【法人の経営方針】 事業団は、利用者及び地域住民から信頼され、選ばれる法人を目指します。 ・事業団は、働き甲斐のある職場作りに努めます。
--

- ・ 自立的経営基盤の確立を目指します。

【西駒郷事業方針】

- ・ 利用者本位の質の高いサービス提供に努めます。
- ・ 共生社会の実現に向けた地域の仕組みづくりを他団体と連携して推進します。
- ・ 職員個々の質の向上と働きがいのある職場を目指します。
- ・ 効率的で効果的な経営を目指します。

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

駒ヶ根支援事業部は、障害の重い方から軽い方まで幅広い障害の方が利用している。利用者一人ひとりのニーズを的確に把握し利用者本位のサービス提供に努め、自己実現を図っている。そのため、サービス提供の元となる相談支援業務を大切にし、ライフステージに寄り添った計画的なサービス提供が行われるよう相談支援従事者・サービス管理責任者及び支援員の連携体制の充実に努めている。また、効果的なサービス提供が実施できるよう施設入所支援と日中活動支援が連携し一元的なサービス提供を行っている。さらに、利用者一人ひとりのニーズを図るため、作業療法士や言語聴覚士などを活用した専門性の高いサービス提供となっている。なお、提供するサービス内容は成人であることを考慮し、生活に根差した内容や地域文化や自然環境を活用したサービス提供に努め、地域移行の実現に向けては、利用者が地域生活に向けてエンパワーメントできるような計画的なサービスを提供している。

【今年度の特徴的な取り組み】

- ・ 令和6年度 強度行動障害棟の設立。（長野県による西駒郷機能強化事業）
- ・ 重度障害者の受け入れ（セーフティーネット・入所・通所・短期入所）
- ・ 障害特性に応じたグループ分け
- ・ アート活動を通じた地域交流

作品制作、各種展示会、アトリエ開放、小学校・高校等との共同ワークショップ

5 第三者評価の受審状況

受審回数（前回の受審時期）	7回（令和3年11月）
---------------	-------------

6 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

特に良いと思う点

長野県による西駒郷機能強化事業の推進

西駒郷あり方検討委員会では、県立施設の担う役割として、「セーフティーネットの確保」、「地域生活支援の推進」が示され、強度行動障がいを持つ方の支援として令和4年「長野県による西駒郷機能強化事業」が始まりました。県内のセーフティーネット機能と、障がい特性に応じた適切な支援を構築し、地域で望むくらしの実現を目的に「強度行動障がい者専用棟（すずらん棟）」を整備し、事業をスタートし、まだ利用者の入居は始まっていないが、施設入所定員5人、短期入所定員2名で準備が始まっている。サービス管理責任者、生活支援員、看護師、心理士等で構成され障害特性に応じ、TEACCH プログラム、ABA 応用行動分析、太田ステージ評価、心理検査、アセスメントシート「みらくる」による新しい支援計画を取り入れている。準備に先進施設へ長期派遣をして職員の育成をし、新しく配置した行動障がいアドバイザーによる機能の充実に目指している。先進的で県立施設としての役割を担う事業として期待でき特

に良い点として評価できる。

障がい者の能力を生かす多様な選択ができる取組み

日中活動では、専科活動として、音楽、美術、運動の活動がある。障がい特性に応じたグループ編成がされ、室内での活動が苦手な利用者の活動グループ（和出楽）、クラブ活動として太鼓クラブ、ダンスクラブがある。音楽はピアノの伴奏による明るい歌声が聞こえ、美術は専任の職員による絵画や陶芸等があり、利用者はのびのびと活動している。運動では、映像技術を取り入れたオミ・ビスタ等の多様な活動がある。アート活動は、特に充実しており、作品制作、各種展示会、アトリエ開放、小学校・高校等との共同ワークショップ等を実施している。利用者が制作したアート活動の作品の価値があること、経済的対価を得ることで社会的に認知される仕組み作りを進めている点は特に良い点として評価できる。

コンプライアンス強化の取組み

長野県西駒郷は長野県の施設を委託により指定管理者として社会福祉法人長野県社会福祉事業団が運営している。社会福祉法人として財務は公認会計士による外部監査があり透明性を確保している。また、事業団では本部事務局に内部監査室を設置し業務監査及び会計監査を行うことになっている。長野県西駒郷では、令和6年度の内部監査が実施されていた。特に超過勤務、休暇取得、健康管理、ハラスメント防止の組織運営・職員管理や安全管理・リスクマネジメント、業務・災害等リスク、人権擁護・虐待防止等の利用者の処遇・施設運営関係でチェックリストを使用し、実施されていた。

利用者満足度に影響する分野も多く、自主的な内部監査によるチェック体制が整備され強化されていることはPDCAのチェック機能が活かされている点で特に良い点として評価できる。

働きやすい環境の整備

社会福祉法人長野県社会福祉事業団では、令和6年4月1日から令和9年3月31日の期間、一般事業主行動計画を作成し、女性活躍推進法に基づく行動計画を作成し、実施している。具体的には、管理職に占める女性の割合40%以上、職員の平均継続勤務年数10年以上を掲げ、職員のキャリア設計やライフプランに沿って働き方を選択できる。一般職職員と総合職職員のキャリア転換と職員区分を正職員に統一、正規、非正規等を問わない休暇制度を取り入れている。また、人材育成基本方針を令和6年に制定し、キャリアパスの構築に取組み、キャリア設計やライフプランの具体的実現を支援している。西駒郷においても、これらの取組みを積極的に推進しており、働きやすい環境の整備に積極的に取り組んでいる点は特に良い点として評価できる。

特に改善する必要があると思う点

アート活動による自己実現と自立支援の推進

障がい者による芸術作品は、欧米では「アール・ブリュット」などと呼ばれ、その既成概念にとらわれない、自由で個性的な表現が高く評価されてきた。一方日本では、障がい者の知的創作活動は、施設や作業所の中で余暇やリクリエーションの活動として行われてきた。西駒郷でも、基本的には余暇やリクリエーションの位置づけでの活動から始まり、その内容は専門のスタッフ、道具の充実等によりアトリエが開設され、長野県の中では特に先進的に取り組んでいる。現在、障がい者の絵画や書道等の作品が注目されるようになり、商業的な需要も生じ、価値が認められるようになってきた。著作活動は、著作権と結びつく基本的人権の一つであり、幸福追求権に繋がる重要な取組みである。そのため著作活動により障がい者の自己実現を積極的に支援してほし

い。また、創作活動自体を“仕事”としてとらえ、著作権と所有権の区分、事業所として貢献度を適切に評価し、商業利用できるガイドライン等で利益の還元方法等を定め公表し、障がい者が自立できる選択肢を拡げてほしい。

安全・安心の推進

事業所の中での事故では、精神薬や疾患による服薬者が多く、薬の誤薬、落薬が見られ、再発するケースがみられる。強度行動障がい起因する負傷や物損といった事故もみられる。また高年齢化、重度化が課題となっている。ヒヤリハット記録では、さまざまな事例が報告されている。今後予想される高年齢化、重度化に備えるため、法人内の他事業所のヒヤリハット事例、高年齢化、重度化が進んでいる他事業所のヒヤリハット事例を幅広く収集し、分析・比較して、西駒郷での再発防止の取組みを強化されること、再発する場合は、取られた措置の有効性を再評価することを推奨する。

体育館は、通常は利用者の運動活動に利用され活用されている。また、現場では、災害時の仕切り板等が準備されていた。非常時の災害時は避難場所としての活用が考えられている。西駒郷の利用者が日頃使用する部屋はかなりLED化が進んでいるが、体育館の天井はまだ蛍光灯が使用されLED化されていない。近年「水銀に関する水俣条約」、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」等に基づき製造が2027年末に中止することが決まっている。理由は、蛍光灯は水銀を含んでおり、環境や健康に悪影響をもたらす可能性があるため、使用することには高いリスクがある。また水銀は、蛍光灯等が破損した際に環境に放出される可能性があり、環境を汚染する可能性がある。また、水銀は人の神経系に悪影響を及ぼし、健康リスクを引き起こす可能性も高い。このため、蛍光灯等は水銀使用製品産業廃棄物に指定され、廃棄物処理法でも廃棄予定の蛍光灯を施設内に保管する場合、保管場所の表示や保護について定められている。使用については当面問題はないが、災害時での使用、環境への配慮、製造が中止されると購入が難しくなる点や、使用電力の削減効果を考慮し計画的にLED化されることを期待する。

労働災害を防止するため、労働安全衛生法が平成28年に改正され、一定の危険有害性のある化学物質について、事業場におけるリスクアセスメントと容器などへのラベル表示が義務付けられている。対象になる事業所は業種、事業場の規模にかかわらず、対象となる化学物質を取扱う全ての事業場が対象になっている。リスクアセスメントは、化学物質やその製剤のもつ危険性や有害性を特定し、労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいう。西駒郷では、「安全衛生年間計画書」、労働安全衛生委員会、リスクマネジメント委員会等で化学物質について検討する具体的な取組みは確認できなかった。西駒郷では、コロナウィルス等の衛生管理のため「次亜塩素酸ナトリウム6%溶液」を使用し、希釈して使用している。製品の容器には、ラベル表示がされており、リスクを確認する必要がある製品と考えられる。衛生管理で使用するものの安全性については問題ないと判断されるが、労働安全衛生法の危険有害物に該当するか、厚生労働省の「職場安全サイト」やSDS（安全データシート）で使用上の注意点を確認することを推奨する。

災害等の対応の推進

西駒郷では、「自然災害発生時における業務継続計画（BCP）」を作成し、毎年度防災管理委員会で事業継続計画の研修、シミュレーション訓練、大規模地震想定での避難誘導訓練、非常食調理訓練、消火訓練が行われている。また、下平区等との応援協定も結んでおり、様々な対応に取り組んでいる。避難場所として施設内ではグラウンド・体育館、地震想定での施設外は「農業者トレーニングセンターまたは赤穂東小学

校」とされ、駒ヶ根市からは西駒郷を福祉避難所として登録してほしいという打診がきている。避難先については、大勢の入所者がおり、障がいの特性を考慮すると、一般の住民も避難する「農業者トレーニングセンターまたは赤穂東小学校」への避難は難しいと考えられる。西駒郷を福祉避難所とした場合は、西駒郷の入所者その他の福祉施設からの受入れの優先利用について考慮する必要がある。また、外部委託している食事の提供について、委託先の業務継続計画の検証も必要と考えられる。3日以上インフラが復旧しない等の様々な想定でのシミュレーションを実施し、計画を見直す必要がないか検討することを推奨する。

公益通報制度等の周知

現在西駒郷では、長野県社会福祉事業団において、諸規程に違反する行為の早期発見とその是正並びにその通報者の保護を図るため「コンプライアンスに関する通報制度要綱」が定められ、通報窓口を内部監査室に設置している。職員等の不適切な支援についても報告すると考えられる。一方、公益通報者保護法が制定され、法人内の不正行為等の早期発見と是正を図るため、通報者又は相談者を、公益通報を理由とする不利益な取扱い等を保護することを目的としている。現在、不適切な事案が発生している事実は確認できなかった。上司に報告することが難しい場合は、公益通報制度等の仕組みを利用することも方法の一つと考えられる。更に現在の公益通報制度においても、通報者の保護が十分ではなく不利益になるケースもあるため、弁護士事務所等の外部通報窓口を設置し多様な選択ができることも重要である。通報者（報告者）保護について十分周知され、公益通報者保護法の改正等、最新の動向を考慮した取組みを期待する。

7 事業評価の結果（詳細）と講評

共通項目（別添１）

内容評価項目（別添２）

8 利用者調査の結果

聞き取り方式の場合（別添３ - ２）

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント（別添４）

（令和７年３月１７日記載）

今回の福祉サービス第三者評価では、障害者支援施設の受審をしました。

重度・高齢化する中でありますが丁寧に利用者の声をお聞き頂き、様々な立場の職員からも聞き取りして頂きました。

西駒郷が提供している福祉サービスやこれから取り組もうとしている事業につきまして、専門的かつ客観的視点から評価を頂くとともに、自らの強み・弱みをとらえ直す機会を頂き感謝申し上げます。

今回の評価では特に良い点として「西駒郷機能強化事業の推進」や「障がい者の能力を生かす多様な選択ができる取り組み」などを挙げて頂きました。

強度行動障がい者への支援は全県にわたる課題であり、西駒郷にも多くのニーズが寄せられています。数年間の準備期間を経て、今夏、強度行動障害者専用棟である「すずらん」ができ、年度内の運用を開始することができました。どんなに重い障がいを持つ方でもご本人の望む暮らしを地域で支えることを視野に入れ、各圏域の皆さんと連携しながら実践し、支援者も互いに育ちあうことを目指していきたいと思います。

日中活動については、個々の特性に応じたグループ編成や専科活動に取り組んでいます。中でもアート活動は、利用者の力を引き出し、作品の価値を高めることや、アートを通じて地域共生の場を生み出すことに力を入れています。利用者の思いをくみ取り、希望する活動参加や、地域のイベントやワークショップ等に参加できる機会の提供を支えていきたいと考えています。より充実した活動や社会参加の機会を構築するために、専任の職員だけでなく、関わる支援者全員が同じ方向を向いて取り組んでいきたいと思います。

改善点として「安全・安心の推進」が挙げられていますが、高年齢化・重度化については、様々な場面で実感しています。高年齢者の負傷については年々、重大な状況になっておりますし、強度行動障がいの特性上からの負傷や他害が増えることも予想されます。事前に考えられる対処方法や、事後の改善、有効性の再評価など、共有しながら取り組んでまいります。

災害等の対応については、様々な訓練に取り組んでおりますが、今年度作成されたBCPに関わる訓練やシミュレーション等の取り組みは、まだ不十分であるため、地域と連携した取り組みを今後充実させる必要性を感じております。